



2025 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 Birdman
代 表 者 名 代表取締役社長 安陪 信
(コード番号:7063 東証グロース)
問 合 せ 先 執行役員 CFO 兼管理本部長 若山 尚文
(TEL 03-6865-1322)

上場維持基準(純資産基準)への適合に向けた計画に基づく進捗状況について

当社は、2024 年 8 月 14 日公表の「2024 年 6 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載のとおり、2024 年 6 月末時点において債務超過となり、2024 年 9 月 26 日付で「上場維持基準(純資産基準)への適合に向けた計画(改善期間入りについて)」を開示しております。つきましては、2025 年 6 月期第 3 四半期における上場維持基準(純資産基準)の適合に向けた計画の進捗状況について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 2025 年 6 月期第 3 四半期決算の状況について

本日、開示しました「2025 年 6 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載のとおり、当社グループにおきましては、前連結会計年度における業績の大幅な悪化等を踏まえ、2024 年 9 月 26 日開催の第 12 回定時株主総会において、経営体制を一新いたしました。また、前連結会計年度において多額の当期純損失を計上し、債務超過に至った経緯を再度調査いたしました。その結果、MX 事業においては人員面の大幅な見直しを行い、受注件数にも大きな影響を与えたこと、EX 事業においては全面的な見直しを行い、計画的にリスクコントロールしながら投資判断を行う方針に転換したこと等に伴い、2025 年 2 月 14 日公表の 2025 年 6 月期第 2 四半期(中間期)と同様に大幅な減収となりました。以上の結果、2025 年 6 月期第 3 四半期において、売上高は 226,852 千円(前年同期比 88.5%減)、営業損失は 416,027 千円(前年同期は営業損失 993,696 千円)、経常損失は 503,094 千円(前年同期は経常損失 995,001 千円)、親会社株主に帰属する四半期純損失は 533,888 千円(前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失 1,323,051 千円)となりました。

なお、当社は、2024 年 12 月 5 日付「第三者割当による新株式発行、第 8 回新株予約権の発行及び主要株主及び主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、2025 年 1 月 6 日を払込期日とする第三者割当による新株式(以下、「本株式」という。)及び新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)を発行いたしました。本株式及び本新株予約権の発行による 967,500 千円の資金調達に続き、本新株予約権の一部行使により 2025 年 3 月末までに 105,000 千円を調達いたしました。今後、残りの本新株予約権の行使を実現することで、引き続き早期に債務超過の解消を図ってまいります。

これにより、2025 年 3 月末現在時点の当社グループの実質的な債務超過額は 570,977 千円まで圧縮されており、純資産は前連結会計年度末に比べ 875,976 千円の増加となりました。

2. 債務超過の解消に向けた基本方針について

当社は、2024 年 9 月 26 日公表の「上場維持基準（純資産基準）の適合に向けた計画（改善期間入り）について」に記載の取り組みを推進し、事業面及び財務面での安定化を図り持続的な収支の改善を図るとともに、資本増強に向けた各種施策を推進し、当該状況の解消・改善に努めてまいります。

3. 債務超過解消に向けた取り組みの進捗状況について

（1）固定費の削減

当社では、あらゆる固定費の見直し検討を行いました。これにより、固定費の中でも金額が大きい、本社事務所について、2024 年 11 月 20 日付で貸主様と合意し、本社の定期賃貸借契約を一部解除(2 階、3 階、5 階利用の契約のうち、3 階部分を契約解除)する合意書を締結いたしました。

これに伴い、賃借料は年間で 16,891 千円の削減となります。

また、販売費や一般管理費につきましても、社内チャットツールなども経費見直し対象として取り組んでおり、引き続き、経費見直しによる固定費の適正化を推進してまいります。

（2）財務基盤の安定化

現在の当社の収益力では、債務超過を解消することが困難な状況であることから、純資産基準を達成するために、2024 年 12 月 5 日付「第三者割当による新株式発行、第 8 回新株予約権の発行及び主要株主及び主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、第三者割当による増資(新株式及び新株予約権)を具体的に実行し、債務超過解消の早期実現に向け、上場維持基準に適合できるよう、取り組んでまいります。以上の取組を邁進することにより、2025 年 6 月期中に債務超過を解消し、純資産の額に係る上場維持基準への適合を目指してまいります。

（3）上場維持基準（純資産）適合に向けた改善期間

上記の取り組みを実行し、2025 年 6 月期末までに債務超過を解消するよう努めてまいります。なお、上場維持基準（純資産）適合の改善期間は 2025 年 6 月末までであり、2025 年 6 月末時点において、上場維持基準を充す（純資産の額が正である）必要がございます。

以上